

①食の安全及び消費者の信頼確保対策委託経費

有害化学物質の調査の実施
有害化学物質リスク管理対策事業のうち
有害化学物質リスク管理基礎調査事業委託費（継続）

1. 事業内容

(1) 有害化学物質サーベイランス・モニタリング調査

① 調査の実施

「サーベイランス・モニタリング計画」に基づき、農林畜産物や食品の有害化学物質の汚染実態を把握し、リスク管理措置を検討するための基礎となるデータを整備するとともに、国際機関や事業者等に情報を提供する。また、計画期間中に、食品安全に関する想定外のリスクが顕在化した場合、緊急的に汚染実態の調査を実施する。

② 妥当性確認

実態調査を実施するに当たり、分析法が定量限界、再現性等の要件を満たすかどうかを確認するため、濃度既知の分析種を含む汚染食品（農産物）を調製し、複数の分析機関において分析した結果の解析を実施する。

(2) リスク管理措置検討・検証のための調査

① 生産段階における取組

必要に応じて、生産環境又は貯蔵条件等による汚染状況への影響を把握した後、効果的なリスク管理措置の検討を行うとともに、その検証のための調査を実施する。

② 食品事業者と連携した取組

食品中の含有量を把握した後、食品事業者による含有量の低減目標値の自主的な設定に関して指導・助言を行う。さらに、低減努力後においても低減目標値を超えた製品について、関係者により低減対策を協議するとともに、新たな低減目標値を設定する食品事業者に対して指導・助言を行う。

2. 委託先 民間団体等

3. 事業実施期間 平成18年度～22年度

4. 平成21年度概算決定額 134（227）百万円

【担当課：消費・安全局消費・安全政策課 03-3502-5722（直通）】

有害微生物の調査の実施
微生物リスク管理対策事業のうち
微生物リスク管理基礎調査事業委託費（拡充）

1. 事業内容

（１）有害微生物サーベイランス・モニタリング調査

① 有害微生物の汚染実態調査の実施

「サーベイランス・モニタリング計画」に基づき、有害微生物による食品や生産環境の汚染実態を把握し、リスク管理措置を検討するための基礎となるデータを整備するとともに、国際機関や事業者等に情報を提供する。また、計画期間中に、食品安全に関する想定外のリスクが顕在化した場合、緊急的に汚染実態の調査を実施する。

② 妥当性確認

実態調査を実施するに当たり、検査方法が検出限界、再現性等の要件を満たすかどうかを確認するため、菌数既知の参照菌株を試料に添加する等により検査方法の妥当性を確認する。

（２）リスク管理措置検討・検証のための調査

汚染実態の調査結果に基づき、既存の汚染低減対策の見直しや新たな汚染低減対策の策定を行う。さらに、これらの低減対策の効果を検証するための調査を実施する。

- | | |
|-----------------------|-------------|
| 2. 委託先 | 民間団体等 |
| 3. 事業実施期間 | 平成19年度～23年度 |
| 4. 平成21年度概算決定額 | 123（114）百万円 |

【担当課：消費・安全局消費・安全政策課 03-3502-5722（直通）】

有害化学物質及び有害微生物のリスク管理のための調査・分析

科学に基づく政策決定の必要性

- ・食品に由来する健康リスクがどの程度あるのか予測
- ・危害要因の性質や問題の発生過程等に即した決定
- ・リスクの程度に見合った対策の実施

有害化学物質による食品や飼料の汚染実態の調査の実施
(18年度～)

有害微生物による食品や生産環境の汚染実態の調査の実施
(19年度～)

21年度から汚染実態の調査・分析を拡充し、微生物によるリスクへの対応を強化

実態調査の実施のスキーム

リスク管理検討会(関係者)



毒性、汚染実態等についての情報収集



優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質、有害微生物の決定



実態調査計画の決定



計画に基づく実態調査／緊急調査の実施



調査結果の統計的解析



- ・取るべき具体的措置の検討・決定に反映
- ・取られた措置の妥当性・有効性の確認

国民の健康に影響を及ぼす被害の未然防止、発生の可能性の低減

②食の安全及び消費者の信頼確保対策事業経費

食品安全確保のための調査・試験の推進（新規）

食品安全確保調査・試験事業費補助金のうち

有害化学物質リスク管理推進事業費

70（0）百万円

対策のポイント

食品に起因する健康への悪影響を未然に防止することに重点を置き、生産現場から食卓までを通じて食品の安全確保についての取組を進めるため、ダイオキシン類等の有害化学物質による食品等の含有実態調査の実施を支援します。

（食品安全についての国際的な共通認識）

食品の安全を確保するためには、「後始末より予防」の考え方に立って、生産段階から消費段階にわたるフードチェーンにおける安全を確保する取組を進めることが大切で、国際的な共通認識となっています。

このため、食品に起因する健康への悪影響を未然に防止するためのリスク管理措置の実施状況のモニタリングに必要な調査、分析等を通じて農畜水産物の安全の確保を図ります。

政策目標

国産農産物を汚染する特定の有害物質等の摂取を許容量を超えないように抑制

<内容>

1. 事業内容

「サーベイランス・モニタリング計画」に基づき、ダイオキシン類等の有害化学物質の食品等（農産物、畜産物、水産物）での含有実態を把握し、リスク管理措置の効果を的確に把握するとともに、消費者及び食品事業者、自治体等の関係機関に情報を提供します。

2. 事業実施主体

民間団体等

3. 補助率

定額

4. 事業実施期間

平成21年度～25年度

【担当課：消費・安全局 農産安全管理課 畜水産安全管理課】

③生産・流通・加工工程における体系的な危害要因の 特性解明とリスク低減技術の開発（継続）

【５３６（５４９）百万円】

対策のポイント

農畜水産物の生産から流通・加工工程において重要度が高いと考えられる危害要因に対する的確なリスク低減技術を開発します。

（リスク低減技術）

食品中に含まれる化学物質や有害な微生物などの危害要因を摂取することによって人の健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合、その発生を防止し、又はそのリスクを最小限にするための措置についての技術をいいます。

政策目標

危害要因に対する的確なリスク低減技術を導入することにより安全な農畜水産物の供給を実現

<内容>

１．危害要因に関する科学的データの整備と共通基盤技術の開発

危害要因の特性・動態の解明や分析・検出法の開発と精度管理システムの構築を行います。

２．リスク低減技術の開発

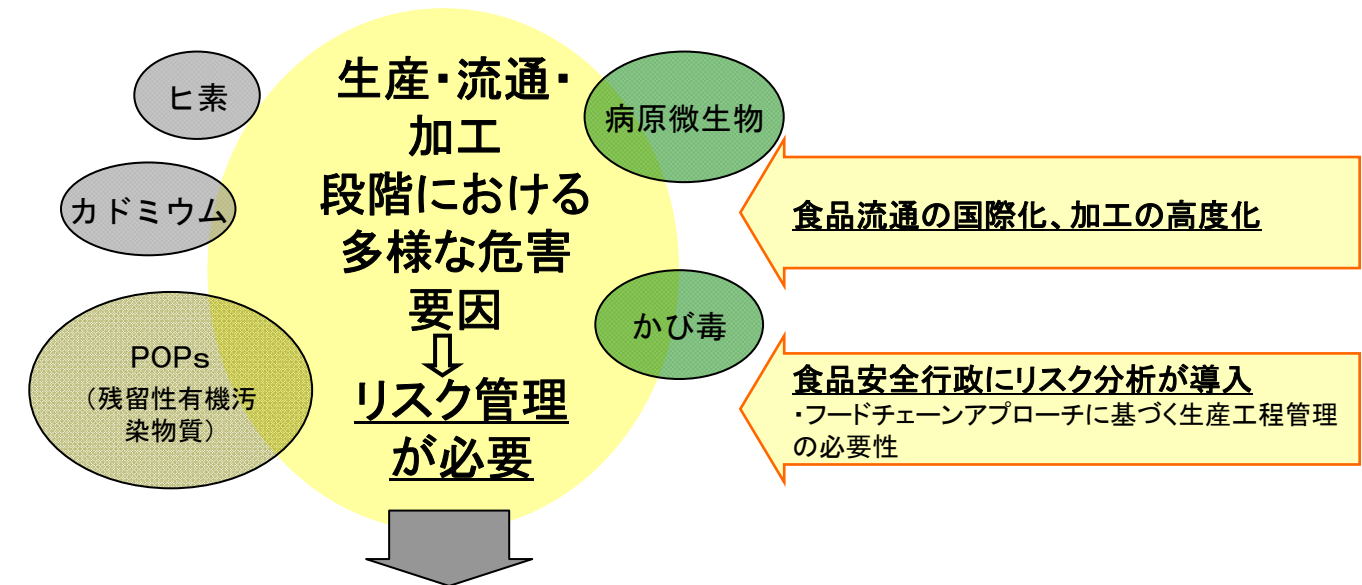
生産・流通・加工工程の各段階における危害要因の除去技術などのリスク低減技術の開発を行います。また、新たに開発するリスク低減技術を適切に体系化し、実行可能性や費用対効果を解析・評価し、生産技術体系への組み込みの可能性について検証します。

<実施主体等>

実施主体	民間団体等
実施期間	平成２０年度～平成２４年度

〔担当課：農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）（０３－３５０２－７４３０（直））〕

生産・流通・加工工程における体系的な危害 要因の特性解明とリスク低減技術の開発



○危害要因に関する科学的データの整備と 共通基盤技術の開発

- ・危害要因の特性、動態の解明
- ・危害要因の簡易検出法の開発と精度管理システムの構築

○危害要因のリスク低減技術の開発

- ・危害要因の除去技術の開発
- ・生産段階、流通・加工段階における危害要因のリスク低減技術の開発
- ・リスク低減技術の効果の評価と生産技術体系への組み込みの検証

研究成果

危害要因ごとに策定される

『**汚染低減のための指針**(マニュアル)』
に反映

☆生産から流通・加工段階を通じた的確なリスク低減技術の導入

⇒GAP、GMPによる普及、トレーサビリティの導入による『安全な農畜水産物の供給』を実現

※イノベーション25
(社会システムの改革戦略)

食の安全・信頼の向上に
資するシステムの導入

・農畜水産物、食品の生産・流通・加工の各段階におけるリスク低減技術やトレーサビリティ技術を開発し、食の安全・信頼の向上に資するシステムを導入

・GAP(農業生産工程管理、養殖生産工程管理)やGMP(適正製造規範)等の工程管理手法を導入

リスク低減技術の開発等



生産段階



流通・加工段階



生産・流通・加工工程におけるリスク低減技術の課題例

危害要因	品目	生産段階			流通・加工段階	
		生産環境の管理	栽培・飼養管理	収穫	集荷・調整・出荷	加工・調理
重金属等、有害無機元素	コメ（ヒ素）	・土壌中の動態の解明 ・化学形態別分析法	・吸収抑制のための栽培技術	・サンプリング法	・簡易・迅速な分析法 ・化学形態別分析法の確立	・加工・調理・保管に伴う濃度の変化を解明
	ムギダイズ野菜（カドミウム）	・畑作における浄化作物の開発	・吸収抑制のための栽培技術 ・低吸収品種の開発	・サンプリング法 ・低コストで迅速な簡易分析法		
残留性有機汚染物質（POPs）	野菜	・土壌の低コストな浄化技術	・低吸収品種の開発	・サンプリング法 ・簡易分析法	・低コストで迅速な簡易分析法	
かび毒（DON、NIV）	ムギ	・赤かび病菌の圃場内の動態の解明	・赤かび病発生予測法、効率的防除法	・簡易分析法		・加工・調理に伴う濃度の変化を解明
病原微生物（O157、サルモネラ、ビブリオ、リステリア等）	生食用野菜	・芽物野菜の種子殺菌技術	・栽培方法による汚染経路、程度の解明	・収穫段階での汚染経路、程度の解明	・低コストで安全な消毒技術 ・増殖防止のための管理技術 ・迅速な簡易分析法	・低コストで安全な消毒技術
	畜産物	・飼養環境中の病原菌の解明	・排泄される病原菌の低減			
	水産物	・沿岸海域における微生物検出と動態解明			・低コストで安全な殺菌・制菌技術	

④新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業（拡充）

【6, 516（5, 200）百万円】

事業のポイント

農林水産業・食品産業の発展や地域の活性化などの農林水産政策の推進及び現場における課題の解決を図るため、実用化に向けた技術開発を提案公募方式により推進します。

また、実用化に向けた具体的な研究目標の明示や行政部局との連携強化による研究の進行管理体制の構築等により、着実な実用技術の創出を目指します。

（研究推進の取組強化）

- ・農林水産政策を推進上の課題に対応するための「研究領域設定型」、現場の発想に基づき地域の活性化に資する「現場提案型」、年度途中の突発的な政策課題に対応した「緊急対応型」の3つの研究区分を設定。特に農商工連携等を通じた地域活性化を支援する観点から、産学官連携研究の推進を強化
- ・実用化に向けた具体的な研究目標の明示、行政部局との連携やアウトソーシングの活用等による研究進行管理の充実・強化、研究終了後の普及状況等の調査・分析等により、着実な実用技術の創出と成果の一層の普及・実用化を推進

政策目標

農林水産政策の推進方向や現場の要請に的確に対応した実用技術の開発

<内容>

1. 新技術開発事業委託費

産学官による共同研究グループから下記の区分により公募し、外部評価委員による審査を経て採択された課題に対し委託研究を実施します。

（1）研究領域設定型

各行政部局、地域研究・普及連絡会議等からの要請に基づき、農林水産政策の推進に資するための研究領域を設け、これに基づき公募を行い、研究課題を選定します。

（2）現場提案型

地域の技術シーズの活用や地域ニーズへの対応等地域の創意工夫を活かして提案されたものの中から、農林水産・食品現場の課題解決等を通じて地域の活性化に資する研究課題を選定します。

（3）緊急対応型

年度途中で突発的に生じた農林水産・食品分野の政策課題に対応するため、課題を提示して募集し、提案されたものの中から研究課題を選定します。

2. 課題評価、進行管理、成果の普及等の推進に関する調査分析委託費

研究課題の審査・評価に係る調査分析、研究課題の進行管理、成果の普及等に関する調査分析及びマッチング機会増大による技術開発成果の一層の普及・実用化の推進を実施します。

（注）平成19年度以前に採択された「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」の継続課題については、引き続き委託研究を実施します。

<実施主体> 独立行政法人、公立試験研究機関、大学、民間企業、農林漁業者等

<実施期間> 平成20年度～平成27年度

[担当課：農林水産技術会議事務局研究推進課 03-3502-5530（直通）]

新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業の研究タイプ及び研究領域

研究タイプ

◎研究領域設定型

（ 行政部局等からの要請に基づき、農林水産政策推進上の重要性等を勘案して、研究領域を設定 ）

研究期間：原則3年以内
1課題研究費：5千万円以内/ 年

◎現場提案型

（ 地域の活性化に資する観点から、研究領域は設定せず、地域における自由な発想を生かして現場から提案 ）

研究期間：原則3年以内
1課題研究費：3千万円以内/ 年

◎緊急対応型

（ 農林水産分野における災害の発生や、その他の突発的な事象等の緊急課題に対応し、その都度募集（年数回） ）

研究期間：年度内
1課題研究費：1千万円以内/ 年

○21年度における研究領域

◇競争力強化のための生産システムの改善

◇新たな可能性を引き出す新需要の創造

◇地域農林水産資源の再生と環境保全

◇農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の国際競争力強化

◇食品の安全確保及び家畜の防疫対策の推進

◇省エネルギー化、新エネルギー対策技術

新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業の基本スキーム

